**平成２２年（フ）第８７６号**
静岡市駿河区宮竹２丁目17番１―402号、前住所静岡市葵区長沼３丁目８番３―205号
債務者　北澤けい子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９２７号**
静岡市清水区入江南町９番22号
債務者　杉山　真一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９４０号**
静岡県焼津市三右衛門新田161番地の１　ファミールＡ101
債務者　藤浪　裕治
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９４１号**
静岡県焼津市三右衛門新田161番地の１　ファミールＡ101
債務者　藤浪　佳子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第８２４号**
福岡県大野城市東大利３丁目９番17―1303号　ダイアパレスツインコート下大利壱番館
破産者　内田　爲夫
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第５９号**
長野県小諸市与良町５丁目７番４号
破産者　小林　祐子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第７３０号**
愛知県東海市大田町畑間52番地の１　コーポ深谷202号
破産者　山地　　登
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０７４号**
仙台市泉区寺岡２丁目２番地の17
破産者　牧野　園子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１６０号**
仙台市泉区南中山６丁目19番地の３
破産者　佐藤　仲作
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２４号**
金沢市長土塀１丁目18番23号　ミモザ７―305号室、従前の住所金沢市本多町３丁目１番22号
破産者　河原眞由美
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１０８８号**
名古屋市天白区中坪町43番地
破産者　松山海圭こと　鄭　　海圭
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２０７４号**
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎２丁目98番地　レオパレステンジン110号
破産者　松川　民子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２８２号**
大阪府箕面市新稲６丁目18番１号、前住所大阪府池田市畑４丁目10番11号
破産者　徳永　畝男
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３２０号**
大阪府枚方市野村元町54番５号、申立時の住所大阪市住吉区南住吉２丁目23番２号
破産者　長谷川　純
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３２５９号**
大阪府東大阪市若江西新町３丁目４番８号エステートピアＥ．Ｖ．Ｏ　207号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―1118号
破産者　西野　政典
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３５４１号**
堺市南区高倉台３―12―10　吉田彰宏方、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目54番24号　今井方
破産者　吉田　妙子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部